

障害者プラン2021の変更点（案）

○ 意思疎通支援者の確保について

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者、点訳・音訳ボランティアが、どの程度足りているか、または足りていないか把握する必要があることを踏まえ、それぞれ追記する。

- 「Ⅲ 具体的な施策」中の「1(3)①(イ)手話通訳者等の人材確保」に以下のように追記

【追記案】

- ・ 手話通訳・要約筆記の必要な聴覚障害者の把握をし、十分な人材の養成・確保ができていないか検証します。

- 「Ⅲ 具体的な施策」中の「1(3)①(オ)視覚障害のある人に対する情報提供支援」に以下のように追記

【追記案】

- ・ 点字・音訳の必要な視覚障害者の把握をし、十分な人材の養成・確保ができていないか検証します。

- 「Ⅲ 具体的な施策」中の「1(3)①(カ)盲ろう者の意思疎通支援の提供」に以下のように追記

【追記案】

- ・ 盲ろう者向け通訳・介助者の必要な盲ろう者の把握をし、十分な人材の養成・確保ができていないか検証します。

○ 「知的障害者・発達障害者等の意思疎通手段の周知」について

知的障害者・発達障害者等の意思疎通手段について記載がないため、「Ⅲ 具体的な施策」中の「1(3)①県と市町の連携による意思疎通支援の充実」に以下のように追記する。

【追記案】

(キ) 知的障害者・発達障害者等の意思疎通手段の周知

- ・ 県民の理解が進むよう、知的障害者・発達障害者等の意思疎通手段に関する周知を図ります。

○ 支援と結びついていない盲ろう者の支援について

令和4年度の盲ろう者実態調査において、支援が途切れたり支援者に結び付いていないために意思疎通が図れなくなっている盲ろう者がおられたことを踏まえ、「Ⅲ 具体的な施策」中の「2(2)⑥(ア)意思疎通支援の充実」に以下のように追記する。

【追記案】

- ・ 盲ろう者の切れ目ない支援を行うため、医療や福祉関係団体の連携強化に努めます。